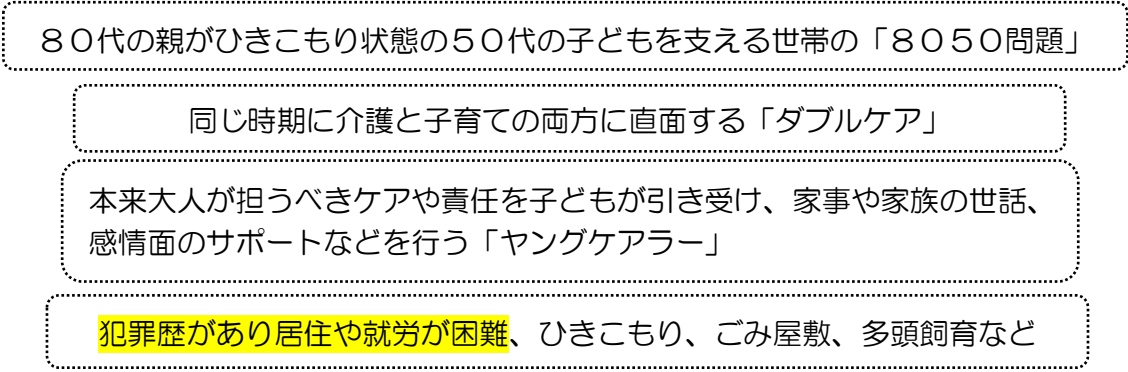


1 本市重層的支援体制整備事業の概要

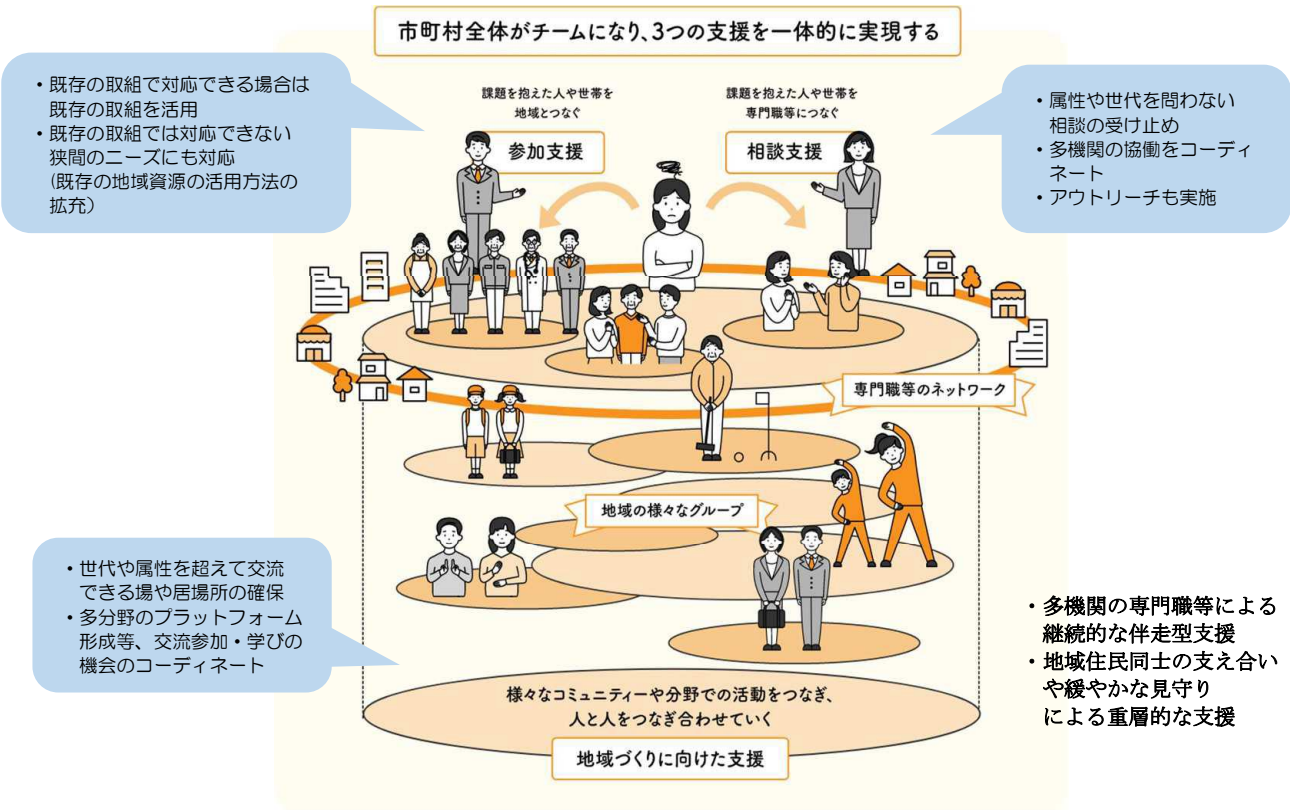
福祉に関する複雑な困りごとに対し、これまでの相談窓口や支援の取組を活かしながら、関係機関や地域で活動する団体などが連携して解決に向けた支援を行います。
※令和4・5年度の移行準備を踏まえ、6年4月1日から本格実施。

2 重層的支援体制整備事業創設の背景

～近年、様々な社会問題が表面化～

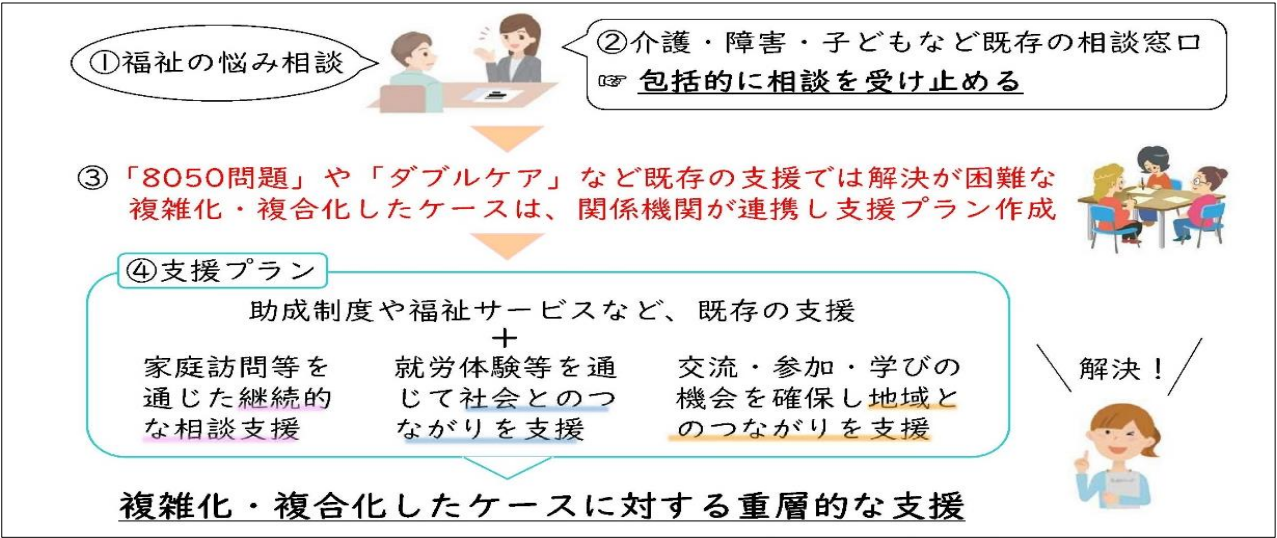


- 複雑、複合化した問題を抱える世帯が増加…
「生活困窮制度」、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「児童福祉」… 単一の分野の支援機関だけでは対応が難しくなってきた。
- この対応として…
国が「地域共生社会の実現」に向けて、市町村が地域の実情に応じて、創意工夫を行い、包括的な支援体制を円滑に構築実践できる仕組みを作るため、社会福祉法の一部改正が行われ、令和3年4月「重層的支援体制整備事業」が創設された。



3 支援の流れ

- ① 福祉に関する困りごとについて、
- ② 福祉の分野ごとに設置している相談窓口で、市民からの相談を包括的に受け止めます。
- ③ 相談の内容が複雑な困りごとだった場合、相談窓口（支援機関など）は、相談者（本人）に原則了承をいただき、地域福祉課に引き継ぎます。地域福祉課と各分野の支援機関は、チームになって、絡み合った課題を解きほぐし、解決のためのプランを作成します。
- ④ プランに基づき、利用可能な福祉サービスの活用、その手続きへの付き添いや家庭訪問、就労体験等を通じた社会とのつながりを支援、地域とのつながりを支援など、重層的に支援を行うことで課題の解決を目指します。



4 6年度実績（令和7年3月17日現在）

相談件数※地域福祉課へ引継がれた件数	54件 ※うち終結20件
重層会議等実施件数	53件
主な引継ぎ元	地域包括支援センター、市社協、市支所福祉課 こども家庭支援センター、保護課、地域活動支援センター
主な相談内容	・8050世帯（子：精神疾患あり） ・ひきこもりによる生活困窮 ・住居がゴミ屋敷化 ・アルコールやギャンブル依存症による暴言・暴力と生活困窮 ・精神疾患（疑い）による近隣への迷惑行為 など

5 事業実施による効果

- ① 各分野の効果的な支援により一定の支援が図られた。（受付54件 うち終結20件）
- ② 支援関係機関が情報共有し一体的に取り組むことによりさらなる連携が図られた。
- ③ 支援対象者及び支援関係機関の精神的負担が軽減された。
- ④ 重点的な広報や事業説明により、重層事業について一定の周知が図られた。